

別添

改正後国民健康保険診療報酬審査委員会規程例の全文

(下線の部分は改正部分)

○国民健康保険診療報酬審査委員会規程例

(この規程の目的)

第一条 法令及び規約に定めるもののほか、〇〇県国民健康保険団体連合会が設置する国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)については、この規程の定めるところによる。

(審査委員会の開催)

第二条 審査委員会は、毎月一回開催するものとする。

(部会)

第三条 審査委員会に、次の部会を置く。

- 一 医科部会
- 二 歯科部会
- 三 審査専門部会
- 四 診療報酬再審査部会(以下第七条において、「再審査部会」という。)

(部会長)

第四条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、公益を代表する委員のうちから、部会長が互選する。

(医科部会)

第五条 医科部会は、医科担当の委員をもつて構成し、医科の診療報酬請求書の審査に当る。

(歯科部会)

第六条 歯科部会は、歯科担当の委員をもつて構成し、歯科の診療報酬請求書の審査に当る。

(審査専門部会)

第七条 審査専門部会は、一定点数以上の高点数診療報酬明細書等の審査に関する事項を所掌する。

(再審査部会)

第八条 再審査部会は、これを医科再審査部会及び歯科再審査部会に分ける。

2 再審査部会は、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員各二名(歯科再審査部会にあつては、これらの委員はそれぞれ各一名とする。)をもつて構成する。

3 再度の考案は、翌月の審査終了後には行わない。

第九条 審査委員会に、審査委員会の決定に基づきその運営上必要な補助事務を担当する委員を置く。

2 前項の委員は、審査委員のうちから、国民健康保険団体連合会理事長が委嘱する。

(審査委員の担当)

第十条 審査委員会の審査委員の担当については、自ら開設している又は診療等に従事している保険医療機関又は保険薬局を除き、かつ、一定期間ごとに改めるものとする。

附 則

この規程は、昭和三十四年一月 日から施行し、同年一月一日から適用する。

附 則（昭和五八年一二月保発第九二号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十月二日保発一〇〇二第五号）

この規程は、公布の日から施行する。